

MARPOL 条約附属書Ⅱ及び IBC コードの主な改正

1971 年 10 月	BCH コード採択
1973 年 11 月	MARPOL73 条約採択
1978 年 2 月	MARPOL73 の議定書を MARPOL73/78 として、新たに採択 注) 附属書Ⅱは、附属書Ⅰの発効日から 3 年後に発効することが定められた。
1983 年 6 月	SOLAS 条約で、BCH コード及び IBC コードの義務付けを採択
1983 年 10 月	MARPOL73/78 附属書Ⅰ発効
1985 年 10 月	1985 年改正及び附属書Ⅱの発効を 1987 年 4 月 6 日とする改正を採択 注) MARPOL73/78 附属書Ⅱで IBC コード及び BCH コードを義務化するとともに、ストリップング装置の義務化、タンク残留量、液体化学薬品リストの見直しを実施
1987 年 4 月	<u>MARPOL73/78 附属書Ⅱ発効</u>
1987 年 4 月	液体化学薬品リストの改正を採択 (1988 年 10 月発効)
1989 年 4 月	液体化学薬品リストの改正を採択 (1990 年 10 月発効)
1990 年 3 月	HSSC の導入に伴う改正を採択 (2000 年 2 月発効)
1992 年 10 月	<u>附属書Ⅱ汚染分類の改正議論スタート</u> <u>液体化学薬品リストの改正を採択 (1994 年 7 月発効)</u> <u>物質の汚染分類の格上げに伴う経過措置に関する改正及び「経過措置に関するガイドライン」を採択 (1994 年 7 月発効)</u>
1997 年 3 月	液体化学薬品リストの改正を採択 (1998 年 7 月発効)
2000 年 10 月	IBC コード及び BCH コードの運送要件の改正を採択 (2002 年 7 月発効)
2004 年 12 月	<u>汚染分類の改正を採択 (2007 年 1 月発効)</u>

2004 年改正に関する IMO での主な議論

1. 有害液体物質の汚染分類、無害物質への排出規制

現行の 5 分類(A～D、無害)が複雑であること及び無害物質の環境影響を無視できないことを理由に、欧州諸国から、現行の 5 の汚染分類を 3 分類とし、さらに、従来、無害物質として分類されていた物質に対しても排出要件を課す提案がなされた。

この提案に対し、我が国を含む幾つかの国から、3 分類に基づく排出規制により多くの海域で海洋への排出が困難になる結果、運航経路等輸送活動への影響懸念が提起され、最終的には妥協案として現在の改正案である 4 汚染分類となり、無害物質に対する排出規制も行われないこととなった。

2. 運送に係る構造・設備(構造要件)

欧州諸国からは、汚染分類の見直しとともに科学的知見を取り入れ汚染物質に対する構造要件を見直すことと、従来、無害物質として分類されていた物質に対しても構造要件を課す提案がなされた。

我が国は、科学的知見を取り入れる必要性は認めつつも、構造要件についても、排出規制同様、ケミカル船の円滑な運航等を考慮した規制とする必要があること、特に構造要件については、大規模な改造、あるいは、新造船によらなければ新規制への対応が困難であることから、現行の構造・設備要件を可能な限り維持することを主張した。

最終的には、構造要件の見直しは行われたものの、構造要件が課されない物質が残され、既に、IBC コードに記載されている物質については船型要件以外の設備要件は変更されていない。